

いつもお世話になっております。
春の暖かい日差しが気持ちのいい季節になりました。
いかがお過ごしでしょうか。
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。



デジタル通貨での給与支払いを導入する手順

厚生労働省はデジタル通貨での給与支払い（以下「本制度」）について、2023年の4月に解禁することになっています。実際に導入するかしないかは会社ごとに制度のメリット及びデメリットを考慮して慎重に検討することが必要でしょう。

今回は実際に導入を決めた場合の導入までの流れをお話しします。

◆デジタル通貨での給与支払い導入の流れ

1. 従業員への意見聴取

大前提として本制度を導入するかしないかを決めるのは会社です。本制度導入前に従業員から「自分にはデジタル通貨で振込んで下さい」と要望があっても会社は断ることができます。

しかし若年層を中心に本制度を希望する従業員が増えることも予想され、今後の既存従業員の定着や新規の採用等を考えると、会社として導入を検討する必要がでてくるかもしれません。そこで、まずは（導入のメリット及びデメリットを考慮した後）既存の従業員に「デジタル通貨での給与の支払いについて」意見を聞いてみることは重要になります。希望者が多数いる場合には、より導入する方向へ舵を切る必要があるかもしれませんし、そうでない場合には、そのまましばらく様子を見るということも考えられます。

2. 従業員への説明と同意

本制度を導入するには、従業員に次の各項目について説明をして同意を得ることが必要になります。なお、説明については、厚生労働大臣の指定を受けた指定資金移動業者に委託することが可能になりますが、同意については会社自身が従業員から得る必要があります。

- (ア) 給与の支払い方法
- (イ) 資金移動業者口座の資金保全
- (ウ) 資金移動業者が破綻した場合の保証
- (エ) 資金移動業者口座の資金が不正利用された場合の補償
- (オ) 資金移動業者口座の資金を一定期間利用しない場合の債権（アカウント）の有効期限
- (カ) 資金移動業者口座の資金の換金性

3. 規程の整備

給与の支払い方法の変更は、労働契約の内容の変更になりますので、就業規則や労働契約書の内容の変更や、新たな労使協定の締結が必要になります。

減価償却の基本

◆発祥は19世紀の鉄道会社

減価償却は、高額な機械設備等の経年劣化が生じる資産の購入費用を、購入した年にまとめて経費計上するのではなく、使用可能年数に応じて分割して経費計上することを言います。

減価償却は19世紀の鉄道会社が発明したといわれています。車両・線路・駅舎・鉄橋等、鉄道会社は固定資産が多く、当時は車両や線路の質も今よりは悪かったため壊れやすく、鉄道事業の運営にはコストがかかるため、投資家からの出資がなければ事業運営は困難でした。投資家が安定した配当を目指し投資を行うため、鉄道会社は減価償却を生み出し、年ごとに費用計上を行い「安定して利益が出ていますよ」という説明をしたのでしょ

◆減価償却できるもの、できないもの

減価償却の対象は、有形・無形の固定資産のうち10万円以上のもので、かつ年を重ねて消耗して価値が減ってゆくものです。有形の資産の例は建物、機械装置、車両運搬具等です。また、無形の資産とは、ソフトウェアや営業権等となります。

固定資産でも「消耗して価値が減ってゆく」が適用条件となっているので、土地や絵画、骨董品等の時間が経っても価値が減少しない資産は減価償却できません。また、使用可能な期間が1年未満のものや、取得価額が10万円未満のものについても減価償却ができません。

なお、20万円未満10万円以上の減価償却資産は一括償却（3年間）可能、中小企業者等は30万円未満の減価償却資産は300万円を限度として全額損金算入可能等の制度があります。

◆減価償却資産の耐用年数とは

減価償却は使用可能年数で分割して年ごとに必要経費を計上しますが、この使用可能年数は、法定耐用年数として公的に決まっています。

素材や用途に応じて耐用年数が異なるものもあり、例えば「事務所用の建物」の場合、

木・合成樹脂 24年

木骨モルタル 22年

鉄筋コンクリート 50年

金属製 骨格材の肉厚により22～38年

などと様々です。

～人生の役に立たない雑学 vol.120～

